

議案第 110 号

財産の取得について

下記の財産を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 62 年つくば市条例第 22 号）第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和元年 9 月 3 日

つくば市長 五十嵐立青

記

1 取得する財産

土地

(1) 所在地 つくば市さくらの森 29 番 3 及び 33 番 2

(2) 地積 合計 6,500.04 m²

2 取得金額 金 183,301,128 円

3 取得目的 国指定史跡「金田官衙遺跡」保存（活用事業）用地として取得

4 財産所有者 東京都新宿区西新宿六丁目 5 番 1 号

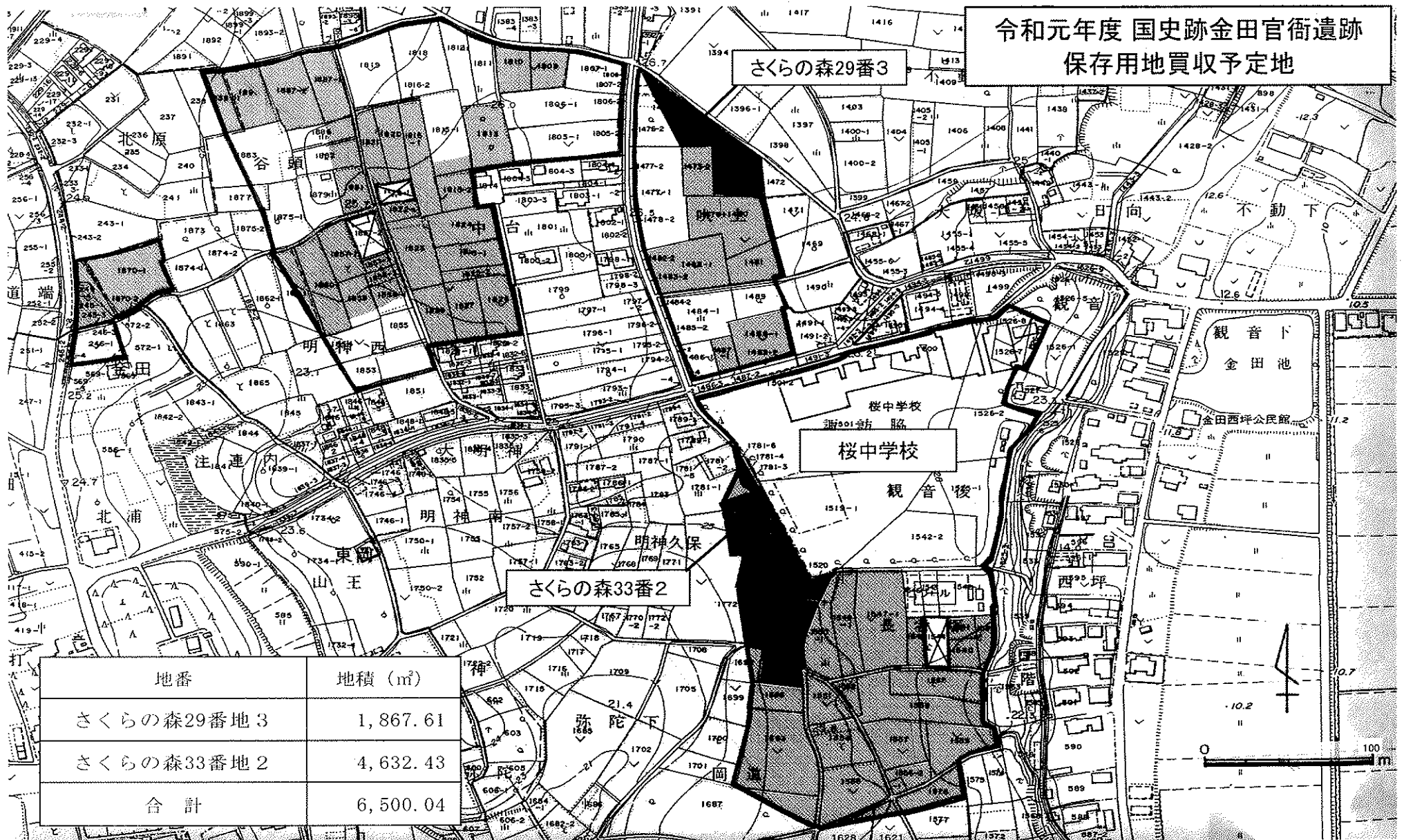
独立行政法人都市再生機構東日本都市再生本部
宅地業務担当本部長 後藤 浩

議案第 110 号資料

取得予定地一覧

所 在 地	地 目	地 積
つくば市さくらの森 29 番 3	雑 種 地	1,867.61 m ²
つくば市さくらの森 33 番 2	雑 種 地	4,632.43 m ²
合 計		6,500.04 m ²

令和元年度 国史跡金田官衙遺跡
保存用地買収予定地



地番	地積 (m ²)
さくらの森29番地3	1,867.61
さくらの森33番地2	4,632.43
合計	6,500.04

令和元年度買収予定地

平成30年度までの買収地

太線：史跡指定範囲